

○鳥羽志勢広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する規則

〔平成29年3月24日〕
規則第2号

鳥羽志勢広域連合職員の懲戒の手続及び効果については、志摩市職員の懲戒の手続及び効果に関する規則（平成16年志摩市規則第39号）の例による。この場合において、第5条第2項中「副市長」とあるのは「事務局長」と、同条第5項中「部長又はこれと同等の職にある者のうちから市長が任命する。」とあるのは「各課長とする。」と読み替える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。